**○総務省告示第二百四十四号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であって、東京都においてＮＴＴ西日本株式会社が設置するもの及び大阪府においてＮＴＴ東日本株式会社が設置するもの<br>［一～七　略］ | 次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であって、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの<br>［一～七　同上］ |

**別表**

| 区域 | 電気通信事業者 |
|---|---|
| 北海道 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 青森県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 岩手県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 宮城県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 秋田県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 山形県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 福島県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 茨城県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 栃木県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 群馬県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 埼玉県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 千葉県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 東京都 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域 | ＮＴＴ東日本株式会社 |
| 新潟県 | ＮＴＴ東日本株式会社 |

**別表**

| 区域 | 電気通信事業者 |
|---|---|
| 北海道 | 東日本電信電話株式会社 |
| 青森県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 岩手県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 宮城県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 秋田県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 山形県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 福島県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 茨城県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 栃木県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 群馬県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 埼玉県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 千葉県 | 東日本電信電話株式会社 |
| 東京都 | 東日本電信電話株式会社 |
| 神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域 | 東日本電信電話株式会社 |
| 新潟県 | 東日本電信電話株式会社 |